

子ども・子育て会議における部会設置について（案）

1 部会設置について

「子どもの権利の尊重」については、次期計画における主要課題であるとともに、子ども・子育て会議（以下「本体会議」という。）における審議の際にも「本体会議では時間的制約もあることから、子どもの権利に関する部会を設置し、審議に努めるべきである」とのご意見を前期委員からいただいたところです。

このことから、事務局内において検討を行った結果、小金井市子ども・子育て会議条例第8条の規定に基づく部会を設置し、子どもの権利の尊重に係る事項についての検討を行うことを提案します。

また、前期委員から「部会設置にあたっては、専門知識を有する者を召集し、アドバイスを求めたい」とのご意見もいただいております。部会にはアドバイザーを配置し、専門的視点からの助言をいただくことを予定しています。

2 設置部会

（仮称）子どもの権利部会

3 部会の役割

次期計画の第1章（特に7(1)）及び第4章（特に第2節掲載重点事業の評価指標、目標等）を中心に検討を行い、11月に本体会議に検討結果報告を行う。

4 部会の構成員

部会の構成員は5人程度を予定。部会長及び部会員は、本体会議の会長が指名する（子ども・子育て会議委員の中から指名）。

5 スケジュール

(1) 令和元年8月28日

第1回子ども・子育て会議において部会設置を承認。会長が構成員を指名する。

(2) 令和元年9月～11月：部会の開催（3回程度）

① 第1回：事前レクチャー等

② 第2回：第1章7(1)及び第4章第2節掲載重点事業の評価指標、目標等の検討

③ 第3回：第1章及び第4章の文言確認とまとめ

(3) 令和元年11月

部会は本体会議に検討結果を報告

【参考】 小金井市子ども・子育て会議条例より

（部会）

第8条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 前条及び次条の規定は、部会について準用する。この場合において「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。